

公益社団法人 高分子学会
高分子研究奨励賞内規

(1997年 6月20日 理事会承認)
(1997年 11月 9日 一部改正理事会承認)
(1998年 5月19日 一部改正理事会承認)
(1999年 5月19日 一部改正理事会承認)
(2003年 3月26日 一部改正理事会承認)
(2008年 11月 4日 一部改正理事会承認)
(2011年 5月13日 一部改正理事会承認)
(2011年 11月11日 停止条件付理事会承認 2012年 4月 1日 発効)

(総 則)

1. 高分子研究奨励賞（以下奨励賞）の候補者の推薦・選考については奨励賞規程によるほか、この内規の定めるところによる。

(受賞者の数)

2. 受賞者の数は、12件以内/年（1名/件）とする。原則として、各支部1名以内（関東支部は4名以内・関西支部は2名以内）とする。

(受賞候補者の推薦手続)

3. 受賞候補者の推薦は、本会正会員が行うものとする。ただし、推薦者の推薦件数は1件に限る。

4. 受賞候補者の推薦は毎年10月末日までに、それぞれ受賞候補者が所属する支部の学会賞および功績賞候補者推薦委員会（以下推薦委員会）あて行うものとする。

5. 推薦に必要な書類（各 正1部、副9部）は、次のとおりである。

- (1) 推薦書
- (2) 受賞候補者の経歴書（写真不要）
- (3) 報文・特許リスト
- (4) 報文別刷・特許公報の寫（各2部）

(推薦委員会の任務)

6. 推薦委員会は、受賞候補者の推薦書を受け、受賞資格の有無、推薦に必要な書類（第5条）の完備を確認する。

7. 推薦委員会は、受賞候補者が多数の場合、2名以内（関東支部は5名以内・関西支部は3名以内）を選定し、推薦順位をつける。

8. 委員長は、推薦委員会により前条の確認および選定を行い、推薦書の末尾に署名、捺印し、毎年11月末日までに、推薦に必要な書類（第5条）を会長あて提出する。

(選考委員会の構成と委員の選任)

9. 受賞候補者を選考するため、高分子研究奨励賞選考委員会（以下奨励賞選考委員会）をおく。

10. 奨励賞選考委員会は、委員長1名、各支部長から1名推薦された8名をもって構成する。

11. 選考委員は、執行役会で選任し、会長が委嘱する。

12. 奨励賞選考委員会の委員長は、会長が副会長の中から選任する。

13. 受賞候補者および推薦者は、選考委員となることはできない。
14. 選考委員委嘱後、委員が受賞候補者の指導者、共同研究者であった場合は、当該委員は委員を辞退するものとする。
15. 選考委員の辞退者の補充は、当該支部の支部長が決定する。
16. 奨励賞選考委員会の委員名は、選考委員会終了後、本会ホームページに公表する。
17. 選考委員は、審議内容を部外に公表してはならない。

(奨励賞選考委員会)

18. 奨励賞選考委員会は、推薦委員会から推薦された受賞候補者12件以内の選考を行う(書面でも可)。
 - イ 推薦に必要な書類(第5条)により、受賞資格の確認を行う。
 - ロ 選考委員会では、候補者について、業績の内容と学会における活動の両面から評価を行う。
 - ハ 受賞候補者の選考は、無記名投票で行うものとする。投票と決定の方法については、別に定める。

(選考結果の報告)

19. 奨励賞選考委員会委員長は、選考経過とその結果を、2月末日までに会長に報告する。

(受賞者の決定)

20. 会長は、奨励賞選考委員会の選考結果について理事会の議決を求めるものとする。

(受賞決定通知)

21. 会長は、前条の手続を経た後、受賞者にその結果と表彰式などについて通知する。

補 則

1. この内規は、理事会の承認を得て施行する。